

給水装置工事事業者の指定・更新の申請について

河内長野市における給水装置工事（給水装置の新設、改造、修繕、又は撤去）を行う際には、河内長野市水道事業給水条例第6条第1項の規定に基づく、河内長野市指定給水装置工事事業者（以下、指定工事事業者という）として登録されている必要があります。

申請に必要な書類および注意事項は以下のとおりです。各書類の記入にあたっては、別紙記入例を参考にしてください。

必 要 書 類		チェック欄		備 考	
		法人	個人		
指定給水装置工事事業者 指定・更新の申請	1	指定給水装置工事事業者（指定・更新）申請書（様式第1）			表面と裏面があります（両面印刷をしてください）
	2	機械器具調書（別表）			
	3	誓約書（様式第2）			
	4	定款の写し			
	5	登記事項証明書			発行日から3カ月以内のもの
	6	住民票の写し			発行日から3カ月以内のもの
	7	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）			
	8	給水装置工事主任技術者の免状の写し 又は給水装置工事主任技術者証の写し			
	9	講習会受講実績及び業務内容等報告書（別紙）			新規申請者は、①の記入は不要
	10	委任状	※		※申請書の申請者欄が本社の代表者ではなく、支店・支社・営業所の代表者が申請者となる場合
郵送申請の場合	11	指定店証送付用封筒 （定形外郵便 角形2号 送付先を記入し送付用切手貼付）			
	12	納付書送付用封筒 （定形郵便 長形3号 送付先を記入し送付用切手貼付）			
	13	（旧）指定給水装置工事事業者指定店証（原本） （更新申請の場合のみ）			申請手続中に必要となる場合は、コピー等で対応をお願いします。

※更新申請時、指定事項に変更がある場合は、「指定給水装置工事事業者指定事項届出書（様式第10号）」に添付書類を添えて提出後、（指定事項変更後 30 日以内に提出できない場合は、遅延理由書を提出してください。）更新申請の手続きをしてください。

【手数料】

指定・更新申請（指定店証交付含む） … 10,000円

なお、審査の結果に関わらず、返金はいたしません。

〈窓口申請の場合〉 申請当日、現金でご持参ください。

〈郵送申請の場合〉 納付書送付用封筒にて納付書を送付します。納付を事前に確認するため、領収書をファックス等で送信してください。

【指定店証の交付】

〈窓口申請の場合〉

指定又は更新の手続が完了した旨ご連絡します。窓口で指定店証を交付しますので、速やかに再度ご来庁ください。

更新の場合は、更新前の指定店証を必ず返納してください。

〈郵送申請の場合〉

指定店証送付用封筒にて指定店証を送付します。

【指定・更新の資格要件】

指定工事業者の申請をする者は、次の事項に適合していること。

※指定工事業者の申請者は、原則として会社（事業所）の代表者であり、支店、支所及び営業所の代表者ではありません。支店、支所及び営業所の代表者が申請者となる場合、本社代表者の「委任状」が必要となります。

(1) 給水装置工事の事業を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されるものを置く者。

(2) 次に定める機械器具類を有する者であること。

- ①金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ②やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ③トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ④水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ①心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④指定の取消しを受けた者で、その取消しの日から2年を経過しない者
- ⑤不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑥法人であって、その役員についても①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

【給水装置工事主任技術者の選任】

指定工事業者の申請と併せて届け出を行うか、指定を受けた日から14日以内に主任技術者を選任し届け出を行ってください。

また、主任技術者が欠けた場合も同様に、14日以内に新たに主任技術者を選任し、届け出なければなりません。

〈申請場所〉

河内長野市役所6階 水道課
〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

〈窓口受付時間〉

午前9時～午後3時

〈問い合わせ先〉

河内長野市上下水道部水道課
水道管理係

TEL:0721-53-1111 (内線678)

FAX:0721-53-1152